

別表 1

## 福祉サービス第三者評価事業の対象福祉サービス

区分	サービスの種類
高齢者	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	夜間対応型訪問介護
	通所介護
	通所リハビリテーション
	地域密着型通所介護
	認知症対応型通所介護
	小規模多機能型居宅介護
	看護小規模多機能型居宅介護
	短期入所生活介護
	短期入所療養介護
	特定施設入居者生活介護
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	福祉用具貸与
	居宅介護支援
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設
	介護医療院
	養護老人ホーム
軽費老人ホーム（ケアハウス、A型）	
有料老人ホーム	
障がい者	居宅介護
	重度訪問介護
	同行援護
	行動援護
	重度障害者等包括支援
	療養介護
	生活介護
	短期入所
	自立訓練（機能・生活）
	就労移行支援
	就労継続支援（A型・B型）
	就労定着支援
	自立生活援助
	共同生活援助
施設入所支援	
障がい児	児童発達支援
	医療型児童発達支援
	居宅訪問型児童発達支援
	保育所等訪問支援
	放課後等デイサービス
	福祉型障害児入所施設
医療型障害児入所施設	

区分		サービスの種類
こども	社会的養護関係施設	乳児院
		母子生活支援施設
		児童養護施設
		自立援助ホーム
		ファミリーホーム
		児童心理治療施設
		児童自立支援施設
		保育所
		認定こども園（幼稚園型除く）
		地域型保育事業（小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育）
		放課後児童クラブ
		婦人保護施設
		救護施設
その他	社会事業授産施設	

\* 長野県では、福祉サービス第三者評価事業の対象となる福祉サービスを福祉サービス全般とし、調査票を策定した福祉サービスから順次評価を開始する。

\* 社会的養護関係施設については、全国共通の評価基準、利用者調査票等を使用する。